

答申第 791 号

諮問第 1364 号

件名：勤務管理簿詳細照会の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、職員番号を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 2 月 3 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 13 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示しないとした職員番号については、単に職員の管理に用いる通番であると思われる。その番号を開示しないとする理由は開示までに明確にされた事実は無い。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書である「勤務管理簿詳細照会」は、職員の給与、旅費、服務等の内部管理業務を集中処理する「総務事務システム」の一画面であり、職員ごとに服務関係手続の行われたことが分かるものである。本件行政文書には、日付、職員番号、氏名並びに当日の勤務実績として勤務形態、振替、休暇、時間外勤務、宿日直及び特殊勤務等の情報が記載されており、このうち開示しないこととした部分は、職員番号である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書のうち、今回開示しないこととした職員番号は、職員ごとに付与される個人識別番号であり、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範な情報を管理するために使用されているものであることから、個人

に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、職員番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当しない。また、公務員の職務遂行の内容に係る情報ではないため同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

以上のことから、職員番号は、条例第7条第2号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、職員の当日の勤務実績が記載された文書であり、職員の給与、旅費、服務等の内部管理業務を集中処理する総務事務システムによりサービス関係手続が行われ、その画面を出力したものである。また、本件行政文書の記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであり、実施機関は、職員番号を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示す

ることとしたものである。

この考え方に基づき、職員番号が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 職員番号は、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、共済組合員証の番号のほか、各種業務システムにおいても使用されている。

したがって、職員番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 職員番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。また、職員番号は、職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、職員番号は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

勤務管理簿詳細照会（特定の職員 平成 27 年 1 月 19 日）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 25	諮問
27. 5. 29	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 2	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 12. 2 (第475回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 2. 3 (第480回審査会)	審議
28. 4. 14 (第486回審査会)	審議
28. 7. 15	答申